

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	30	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 生活衛生同業組合、同小組合及び同連合会（以下、「生活衛生同業組合等」という。）。 消費生活協同組合及び同連合会（以下、「消費生活協同組合等」という。）。</p> <p>・特例措置の内容 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（通常の11.6%相当額）の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。</p>		
関係条文	<p>租税特別措置法第57条の10 同法施行令第33条の9 地方税法第23条、第51条、第72条の12、第72条の23、第72条の24の7、第292条、第314条の4</p>		
減収見込額	<p>（初年度）           —   （▲69.7）   （平年度）           —   （▲69.7）   （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によってこれらの団体の財政基盤の充実を図る必要がある。</p> <p>（2）施策の必要性 日本経済は下げ止まりを見せているが、生活衛生関係営業の業況判断 DI（▲34.6＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期）は非常に低調であり、中小企業や各種組合を取り巻く状況は依然として厳しい。生活衛生同業組合等が、共同事業、資金の斡旋に係る事業等を行う場合、当該資金の回収先の組合員は、中小零細な事業者であり、回収リスクが極めて高い。組合事業を利用する中小事業者の事業は、組合事業と密接に関係しているところであり、貸倒引当金の引当が十分に行われていない状況で、貸倒が発生し、これにより、組合事業が停滞した場合、組合員である中小事業者の事業継続に重大な影響を及ぼすことが考えられる。</p> <p>消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的・経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6,318万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。大部分の消費生活協同組合（1,093組合中711組合）が行う、供給事業において、売上金が回収不能な未収金となることがある。貸倒引当金の引当が十分に行われていない状況で貸倒が発生し、これにより組合事業が停滞した場合、多くの組合員や国民の生活に多大な影響を及ぼすことが考えられる。</p> <p>よって、貸倒引当金は、事業年度末現在の売掛金等についてその貸倒見込額を計上するものであるが、太宗の生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等は、財政基盤が脆弱なため、貸倒引当金に関する租税特別措置法に基づく特例措置を継続することにより、引き続き、財政・経営基盤の強化を図る必要がある。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政的基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであることから、種々の施策をパッケージ化して講じる必要がある。引き続き、株式会社日本政策金融公庫の融資とともに本措置を適用することは不可欠である（消費生活協同組合等は対象外）。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に引当て促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。</p>		

	<p>本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、消費者の節約志向、デフレの影響、円高による成長モメンタムの低下等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p>
本要望に対応する縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[生活衛生関係業者等]</p> <p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること</p> <p>[消費生活協同組合等]</p> <p>基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること</p> <p>施策目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p> <p>施策目標2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>
	政策の達成目標	貸倒リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。ただし、ひとつの指標として、生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスに転じることが必要。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで (平成23年度～平成24年度)
	同上の期間中の達成目標	貸倒リスクを軽減及び財政経営基盤の安定化
	政策目標の達成状況	好調なアジア向け輸出に加え、エコカー減税やエコポイント等の政策効果による国内民間需要の回復など日本経済は下げ止まりを見せており、本税制措置により、一部の組合については着実に経営基盤の安定化が図られているが、資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより零細な生活衛生関係業者(消費生活協同組合等)中小企業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境下で(生活衛生関係営業の業況判断DI(▲34.6=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期)は非常に低調、大部分の零細な事業者は経営基盤が脆弱であり、依然として十分な状況とは言えない。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>16%割増繰入限度額</p> <p>平成23年度 3.1百万円</p> <p>※(社)全国生活衛生同業組合中央会調べ</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>16%割増繰入限度額</p> <p>平成23年度 4,552百万円</p> <p>※厚生労働省調べ</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>生活衛生関係営業の業況判断DIについては、▲42.5%(株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成21年4-6月期)から▲34.6(平成22年4-6月期)で7.9%改善しており、本税制措置を活用した貸倒リスクの軽減、内部留保水準の引き上げにより、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>本税制の特例措置により、貸倒リスクの軽減及び財政経営基盤の安定化が図られており、引き続き本措置を講じて組合の経営の安定を促進する必要がある。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として1,400億円(H22)を確保するとともに、貸付制度の充実を図る(消費生活協同組合等は融資制度対象外)。</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>生活衛生関係営業を営む者に対して株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び本税制措置により財政基盤の充実・強化を図る(消費生活協同組合等は融資制度対象外)。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>(生活衛生同業組合等)          国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していくためには、一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に内部留保水準の引き上げ等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p> <p>(消費生活協同組合等)          消費生活協同組合等の財政的基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであることから、種々の施策を講じる必要があり、引き続き本措置を適用することが不可欠である。また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ適正に引当促進等の動機づけを与える必要があることから、制度延長が適当である。</p>
<p>ページ</p>	<p>30—3</p>	

税負担軽減措置等の適用実績	(生活衛生同業組合等) (百万円)											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>繰入限度額</th> <th>16%割増繰入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19年度</td> <td>2.5</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>2.0</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>3.5</td> <td>4.1</td> </tr> </tbody> </table>		繰入限度額	16%割増繰入限度額	19年度	2.5	2.9	20年度	2.0	2.4	21年度	3.5
	繰入限度額	16%割増繰入限度額										
19年度	2.5	2.9										
20年度	2.0	2.4										
21年度	3.5	4.1										
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	(消費生活協同組合等) (百万円)											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>繰入限度額</th> <th>16%割増繰入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19年度</td> <td>4,866</td> <td>5,534</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>4,392</td> <td>4,947</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>4,040</td> <td>4,515</td> </tr> </tbody> </table>		繰入限度額	16%割増繰入限度額	19年度	4,866	5,534	20年度	4,392	4,947	21年度	4,040
	繰入限度額	16%割増繰入限度額										
19年度	4,866	5,534										
20年度	4,392	4,947										
21年度	4,040	4,515										
前回要望時の達成目標	生活衛生関係営業の業況判断DIについては、▲42.5%(株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成21年4-6月期)から▲34.6(平成22年4-6月期)で7.9%改善しており、本税制措置を活用した貸倒リスクの軽減、内部留保水準の引き上げにより、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。											
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	貸倒リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。ただし、ひとつの指標として、生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスに転じる必要がある。											
これまでの要望経緯	本税制措置により、一部の組合については、経営基盤の安定化が図られているが、零細な生活衛生関係営業者及び消費生活協同組合等の経営環境は厳しく、大部分の組合は、依然として十分な状況とはいえない。											
	創設年度 昭和41年 期限切れごとに延長要望(直近は、平成21年度)											